

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年1月28日

【届出者の氏名又は名称】 SOMPO Light Vortex株式会社

【届出者の住所又は所在地】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 090-7223-4237

【事務連絡者氏名】 投資戦略部 高橋佑典

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 SOMPO Light Vortex株式会社
(東京都新宿区西新宿一丁目26番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、SOMPO Light Vortex株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社農業総合研究所をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年12月26日に提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である2025年12月26日付公開買付開始公告につきまして、公開買付者の親会社であるSOMPOホールディングス株式会社(以下「SOMPOホールディングス」といいます。)が、金融庁長官から、公開買付者による対象者の子会社化にあたって必要となる保険業法(平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。)第271条の22第1項に基づく承認(以下「本承認」といいます。)を2026年1月23日付で取得したことを証する「保険業法上の許認可を証する書面」を同日付で受領したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、上記書面を新たに添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

保険業法

(3) 許可等の日付及び番号

保険業法

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

保険業法

(訂正前)

公開買付者の親会社であるSOMPOホールディングスは保険持株会社(保険業法第2条第16項で定義されます。)であり、対象者は保険業法上の届出対象子会社(保険業法第271条の22第1項で定義されます。)に該当しないことから、本株式取得は保険持株会社が届出対象子会社以外の会社を子会社としようとするときに該当するため、本株式取得については、SOMPOホールディングスにおいて、保険業法第271条の22第1項の定めにより、あらかじめ、金融庁長官の承認(以下、本項において「本承認」といいます。)を受けることが必要になります。

公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、金融庁長官から、本承認を受けることができなかった場合、金融庁長官から本承認を受けたが、本承認にSOMPOホールディングスが同意できない条件(保険業法第310条第1項に規定される条件をいいます。)が付されている場合又は公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに本承認が取り消され若しくは撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

SOMPOホールディングスは、本株式取得に関して、既に金融庁に対する事前相談は行っておりますが、手続上は、本公開買付けの開始以降、適切な時期に、金融庁長官に対し、本承認の申請を行う予定です。なお、SOMPOホールディングスが金融庁長官から本承認を受けた場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定に基づき、直ちに訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

公開買付者の親会社であるSOMPOホールディングスは保険持株会社(保険業法第2条第16項で定義されます。)であり、対象者は保険業法上の届出対象子会社(保険業法第271条の22第1項で定義されます。)に該当しないことから、本株式取得は保険持株会社が届出対象子会社以外の会社を子会社としようとするときに該当するため、本株式取得については、SOMPOホールディングスにおいて、保険業法第271条の22第1項の定めにより、あらかじめ、金融庁長官の承認(以下、本項において「本承認」といいます。)を受けることが必要になりますが、本株式取得に関して、2026年1月20日付で、金融庁長官に対し、本承認の正式申請を行い、2026年1月23日付で、本承認を取得しました。

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、金融庁長官から、本承認が取り消され又は撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(3) 【許可等の日付及び番号】

保険業法

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付	2026年1月23日
許可等の番号	金監督第136号

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

< 前略 >

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、金融庁長官から、保険業法第271条の22第1項に基づく本承認を受けることができなかった場合、金融庁長官から本承認を受けたが、本承認にSOMPOホールディングスが同意できない条件(保険業法第310条第1項に規定される条件をいいます。)が付されている場合又は公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに本承認が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、金融庁長官から、保険業法第271条の22第1項に基づく本承認が取り消され又は撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

公開買付届出書の添付書類

(1)2025年12月26日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(11)その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

< 前略 >

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、金融庁長官から、保険業法(平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。以下「保険業法」といいます。)第271条の22第1項に基づく承認(以下、「本承認」といいます。)を受けることができなかった場合、金融庁長官から本承認を受けたが、本承認にSOMPOホールディングスが同意できない条件(保険業法第310条第1項に規定される条件をいいます。)が付されている場合又は公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに本承認が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、金融庁長官から、保険業法(平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。以下「保険業法」といいます。)第271条の22第1項に基づく承認(以下、「本承認」といいます。)が取り消され又は撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(2)保険業法上の許認可を証する書面

公開買付者は、SOMPOホールディングスが金融庁長官から本承認を2026年1月23日付で取得したことを証する書面を同日付で受領したため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、当該書面を本書に添付いたします。